

# 富山市 UIJ ターン就職活動交通費補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 21 日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、富山市 UIJ ターン就職活動交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、県外大学生等とは、富山県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校及び省庁大学校の学生（省庁大学校の学生については、雇用者と期間の定めのない労働契約を締結している者を除く）であって、県外に在住する者をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、市内企業の人材確保と UIJ ターン就職の促進を図るため、県外大学生等に対し補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 県外大学生等であること。
- (2) 別表 1 に掲げる補助対象事業に参加するために、県外の住所地から補助対象事業の実施会場までを移動する者。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象経費は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(補助金額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 1 / 2 を乗じた額とし、1 万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、参加した補助対象事業の開催日から起算して 4 ヶ月を経過した日又は開催日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富山市 UIJ ターン就職活動交通費補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 本補助金は、補助対象事業につき 1 回申請できるものとする。

(交付決定等の通知)

第 8 条 規則第 19 条の規定により、規則第 5 条の交付の決定及び第 13 条の額の確定の手

続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第 5 条第 1 項及び第 13 条の規定による通知は、富山市 UIJ ターン就職活動交通費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1)規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき。

(2)不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

（細則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が主催する合同企業説明会（3月～5月に実施するもの）</li> <li>・市が主催する合同企業説明会（6月～9月に実施するもの）</li> </ul>
--------	--

別表2（第5条関係）

補助対象経費	<p>県外大学生等が、補助対象事業に参加するために、住所地と補助対象事業の実施会場との往復移動に要した交通費（鉄道、バス、航空機、船舶での移動に限る。）ただし、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。</p> <p>※ 移動と宿泊が一体となった旅行商品についても対象とする。 ただし、富山市旅費支給条例（平成17年富山市条例第65号）に規定する5級以下の職務にある者の宿泊料を除く交通費相当額を対象とする。</p> <p>※ 鉄道に関しては、グリーン料金、グランクラス料金を除く額を対象とする。</p> <p>※ 国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。</p> <p>※ 企業から支給された交通費相当額を除く。</p>
--------	--

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒

学校・学部名

氏名

（電話番号

）

富山市 U I J ターン就職活動交通費補助金交付申請書

富山市補助金等交付規則及び富山市 U I J ターン就職活動交通費補助金交付要綱を確認の上、標記補助金の交付を受けたいので同要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円（2⑦から転記）

2 交付申請額の積算について（※交通費の支払いを証明できる分のみ記載してください）

参加事業名：	
① 1 往復分の交通費の額 （片道分のみ申請の場合は、片道分の交通費の額）	円
② 企業から交通費として支給を受けた額	円
③ ①－②	円
④ ③× $\frac{1}{2}$	円
⑤ ④から 100 円未満は切り捨て	00 円
⑥ 補助金の上限額	10,000 円
⑦ 交付申請額（⑤と⑥を比較して、低い方の金額）	円

※本事業で補助対象とする経費について、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けている場合、補助対象外となります。

3 補助金振込先（※申請者本人の口座を記載してください）

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通	・	当座
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

4 添付書類

学生証の写し、交通費の支払いを証明できる書類、口座情報が確認できる書類

富山市UIJターン就職活動交通費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市UIJターン就職活動交通費補助金については、富山市UIJターン就職活動交通費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて同要綱第8条第2項の規定により補助金額を確定しましたので通知します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |